

令和４年第２回奥州市議会定例会付議事件

(令和４年６月３日)

- 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第１号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第２号 奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第３号 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第４号 奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第５号 奥州市税条例等の一部改正について
- 議案第６号 原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 議案第７号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第８号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第９号 令和４年度奥州市一般会計補正予算（第３号）
- 議案第10号 令和４年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 議案第11号 令和４年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
- 議案第12号 令和４年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 議案第13号 令和４年度奥州市病院事業会計補正予算（第２号）
- 報告第１号 歩行者転倒事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第２号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

- 報告第 3 号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第 4 号 令和 3 年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和 3 年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 令和 3 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和 3 年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 小野寺 幸子
生年月日 （略）

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員に欠員が生じたため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 松本 崇
生年月日 （略）

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

教育委員会の委員及川憲太郎氏は、令和4年6月19日をもって任期が満了するため、後任の委員として任命しようとするものである。

議案第 2 号

奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること
について

奥州市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条
第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、
議会の承認を求める。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第36条の3第1項及び第2項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項又は第3項から第5項まで」に改める。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奥州市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決第 2 号

専 決 処 分 書

奥州市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

奥州市長 倉 成 淳

議案第 3 号

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認
を求めることについて

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第
67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の
規定により、議会の承認を求める。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決第 3 号

専 決 処 分 書

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

奥州市長 倉 成 淳

議案第 4 号

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 の一部改正について

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正により衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に係る費用の限度額が引き上げられたことに準じて、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に係る費用についても同様の取扱いとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成18年奥州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員又は市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員又は市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 5 号

奥州市税条例等の一部改正について

奥州市税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税に係る取扱いを同法に準じて行うため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市税条例等の一部を改正する条例
(奥州市税条例の一部改正)

第1条 奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項におい

て同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

（奥州市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 奥州市税条例等の一部を改正する条例（令和3年奥州市条例第13号）の

一部を次のように改正する。

第1条のうち奥州市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奥州市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中奥州市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（奥州市税条例等の一部を改正する条例（令和3年奥州市条例第13号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中奥州市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の奥州市税条例（次項において「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の奥州市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 6 号

原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求める
ことについて

原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件に関し、次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

氏名 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

2 和解の内容

- (1) 相手方は、賠償金として4,102,100円を奥州市に支払う。
- (2) 賠償金の支払いは、本和解成立後14日以内に一括で行う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、奥州市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 奥州市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金を相手方に請求しないものとする。
- (5) 本和解に関する手続費用は、奥州市及び相手方それぞれの負担とする。

3 事件の経緯

平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に実施したものに係る損害賠償請求に関し、相手方が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介のあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったことからこれを受諾し、和解するものである。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件に係る和解をしようとするものである。

議案第 7 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

除雪車更新計画に基づき凍結防止剤散布車を更新し、冬期間の安全な交通を確保するため。

2 取得する財産

(1) 種別 凍結防止剤散布車

(2) 数量 1台

(3) 取得価格 22,400,220円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢工業団地四丁目14番地

氏名 株式会社イブキ産業奥州・北上ブロック

ブロック長 遠藤 藤吉

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

凍結防止剤散布車を取得しようとするものである。

議案第 8 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

保守サポート期間及び修理対応が終了した光ネット放送設備機器を更新し、安定したサービスを提供するため。

2 取得する財産

(1) 種別 奥州市光ネット放送設備機器

(2) 数量 一式

(3) 取得価格 75,383,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2

氏名 マルモ通信商事株式会社

代表取締役 菊地 弘樹

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市江刺地域で光ネット放送サービスを提供するための光ネット放送設備機器を取得しようとするものである。

議案第 9 号

令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第10号

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第11号

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第12号

令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第13号

令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）

令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

歩行者転倒事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

歩行者転倒事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第4号

専 決 処 分 書

市道駅前9号線上における歩行者転倒事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

42,138円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し損害額42,138円のうち42,138円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和4年3月12日午後4時30分頃、相手方が水沢羽田町駅東一丁目地内の市道駅前9号線を歩行中、市道の側溝から露出していた鉄筋に、右足が接触したため転倒し、右足甲に刺傷、左膝及び左手掌に擦過傷を負ったことによる。

令和4年4月25日

奥州市長 倉 成 淳

報告第2号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第5号

専 決 処 分 書

奥州市岩谷堂字下苗代沢地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

358,930円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額358,930円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和4年2月13日午前11時頃、第11分団第9部消防屯所の屋根から落雪により、隣接地に駐車していた相手方車両の屋根及びボンネットを損傷させたことによる。

令和4年5月11日

奥州市長 倉 成 淳

報告第3号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第 6 号

専 決 処 分 書

奥州市水沢佐倉河字瀬ノ上地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

117,491円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額117,491円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和4年4月19日午後3時50分頃、奥州市立東水沢中学校の駐車場において、部活動中の生徒が、駐車していた相手方車両の左前方に衝突し、当該車両の左フロントフェンダー部分を損傷させたことによる。

令和4年5月17日

奥州市長 倉 成 淳

報告第 4 号

令和 3 年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、令和 3 年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和3年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
2	総務費	1	総務管理費	江刺支庁舎冷温水ポンプ更新工事	2,200,000	2,200,000					2,200,000
2	総務費	1	総務管理費	人事管理費	580,000	580,000					580,000
2	総務費	1	総務管理費	行政手続きオンライン化対応事業	6,930,000	6,930,000		6,930,000			
3	民生費	1	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	357,102,000	104,972,200		104,972,200			
3	民生費	1	社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	159,975,000	154,636,000		154,636,000			
3	民生費	2	児童福祉費	田原保育所高圧気中開閉器更新工事	634,000	633,600					633,600
4	衛生費	1	保健衛生費	水道事業会計出資金	33,361,000	33,361,000	49,000		33,300,000		12,000
4	衛生費	2	環境衛生費	空き家対策事業	458,000	458,000					458,000
4	衛生費	2	環境衛生費	危険空き家除却工事補助金	500,000	500,000		250,000			250,000
5	労働費	1	労働諸費	江刺産業技術交流センター障がい者トイレ便器修繕業務	202,000	201,300					201,300
6	農林水産業費	1	農業費	産地パワーアップ事業補助金	69,323,000	57,770,000		57,770,000			
6	農林水産業費	1	農業費	農業集落排水事業債償還基金積立金	7,691,000	7,691,000		7,691,000			
6	農林水産業費	1	農業費	えさし郷土文化館施設修繕工事	23,518,000	23,518,000			23,500,000		18,000
6	農林水産業費	1	農業費	農地防災事業	26,261,000	26,261,000		26,261,000			
8	土木費	2	道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（通学路改善）事業	71,357,000	66,868,000		34,286,000	30,800,000		1,782,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（道路整備）事業	20,600,000	17,542,604			16,500,000		1,042,604
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路整備事業債道路整備事業	45,848,000	35,227,000			31,100,000		4,127,000

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
8	土木費	2	道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	63,375,000	61,134,000		33,748,000	24,800,000		2,586,000
8	土木費	5	住宅費	向山住宅軒先修繕工事	2,959,000	2,959,000					2,959,000
9	消防費	1	消防費	消防施設設備整備事業	25,151,000	16,992,000			14,900,000		2,092,000
10	教育費	1	教育総務費	低濃度P C B含有機器処理業務	1,403,000	1,403,000					1,403,000
10	教育費	2	小学校費	水沢南小学校トイレ改修工事	4,000,000	4,000,000					4,000,000
10	教育費	3	中学校費	水沢中学校校舎等改築事業	17,252,000	17,252,000			16,300,000		952,000
10	教育費	5	社会教育費	史跡角塚古墳保存活用計画策定事業	664,000	664,000		332,000			332,000
10	教育費	5	社会教育費	白鳥館遺跡整備事業	330,000	330,000					330,000
10	教育費	5	社会教育費	登録有形文化財看板設置事業	198,000	198,000					198,000
10	教育費	5	社会教育費	奥州市文化会館建築設備修繕業務	781,000	781,000					781,000
10	教育費	6	保健体育費	胆沢野球場スコアボード修繕工事	5,979,000	5,979,000					5,979,000
11	災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（単独）	32,400,000	32,400,000	19,000		21,000,000		11,381,000
合 計					981,032,000	683,441,704	68,000	426,876,200	212,200,000		44,297,504

令和4年6月3日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第 5 号

令和 3 年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、令和 3 年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
1	工業団地整備費	1	工業団地整備費	工業団地整備事業	122,127,000	122,126,612			122,000,000	126,612	
合 計					122,127,000	122,126,612			122,000,000	126,612	

令和4年6月3日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第 6 号

令和 3 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、令和 3 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和 3 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳								不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	一般会計出資金	工事負担金	当年度損益勘定 留保資金	繰越財源					
											企業債	一般会計出資金	工事負担金			
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	円 1, 553, 320, 324	円 1, 218, 932, 230	円 268, 500, 000	円 0	円 126, 800, 000	円 0	円 5, 400, 000	円 136, 300, 000	円 0	円 0	円 0	円 65, 888, 094	円	工事請負10件 用地取得 1 件
		耐震化事業	159, 390, 000	65, 251, 127	92, 700, 000	23, 175, 000	33, 200, 000	33, 361, 000	0	2, 964, 000	0	0	0	1, 438, 873		工事請負 1 件
		合 計	1, 712, 710, 324	1, 284, 183, 357	361, 200, 000	23, 175, 000	160, 000, 000	33, 361, 000	5, 400, 000	139, 264, 000	0	0	0	67, 326, 967		

報告第 7 号

令和 3 年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、令和 3 年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和3年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳						不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度	説 明
						国庫補助金	企 業 債	そ の 他	当年度損 益勘定留 保 資 金	繰越財源				
										企 業 債	負担金及 び分担金			
公共下水道 1 事業資本的 支出	1 建設改良費	管渠建設改良 事業	円 1,652,666,881	円 1,350,046,504	円 293,214,000	円 140,679,000	円 133,800,000	0	円 4,086,000	円 0	円 14,649,000	円 9,406,377	円	設計委託 1 件 工事請負 2 件 移転補償 1 件
農業集落排 3 水事業資本 的支出	1 建設改良費	管渠建設改良 事業	23,559,000	3,343,750	17,584,000	0	9,700,000	0	7,884,000	0	0	2,631,250		工事請負 2 件
		処理場建設改 良事業	345,862,000	172,724,233	171,343,000	85,129,000	76,900,000	0	9,314,000	0	0	1,794,767		工事請負 4 件
合 計			2,022,087,881	1,526,114,487	482,141,000	225,808,000	220,400,000	0	21,284,000	0	14,649,000	13,832,394		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳						不 用 額	翌年度繰越額に係る要する資産の購入限度	繰越を卸したな限額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	そ の 他	当年度損益勘定留保資金	繰越財源					
										企 業 債	負担金及び分担金				
公共下水道事業収益的支出	1 営業費用	管渠維持管理事業	円 27,082,000	円 0	円 27,082,000	円 12,067,000	円 0	0	円 15,015,000	円 0	円 0	円 0	円	円	設計委託1件

報告第8号

江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、江刺開発振興株式会社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

奥州市長 倉 成 淳